

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

佐賀県人事委員会委員長 江 崎 匡 慶

佐賀県人事委員会規則第10号

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第3（第14条関係）		別表第3（第14条関係）	
事由	期間、日数又は時間	事由	期間、日数又は時間
1～9 略		1～9 略	
10 妊娠中又は産後1年以内の <u>女子</u> の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために請求した場合	略	10 妊娠中又は産後1年以内の <u>女性</u> の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために請求した場合	略
11 妊娠中の <u>女子</u> の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が交通機関を利用して通勤している場合において、その交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして請求した場合	略	11 妊娠中の <u>女性</u> の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が交通機関を利用して通勤している場合において、その交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして請求した場合	略

改正前		改正後	
12 略		12 略	
13 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である <u>女子</u> の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が請求した場合	略	13 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である <u>女性</u> の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が請求した場合	略
14 <u>女子</u> の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が出産した場合	略	14 <u>女性</u> の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が出産した場合	略
15・16 略		15・16 略	
17 6月以上の任期が定められている第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が公務によらない負傷又は疾病にかかり勤務することができない場合	略	17 6月以上の任期が定められている第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が公務によらない負傷又は疾病にかかり勤務することができない場合	略
		18 <u>生後満2年に達しない子を育てている第1号会計年</u>	<u>1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲</u>

改正前		改正後	
		<u>度任用職員又は第2号会計年度任用職員がその子を保育するために請求した場合</u>	<u>(男性の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員にあっては、1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分以内で条例第21条第2項に規定する期間を超えない範囲)内の期間</u>
		<u>19 12の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員が子の看護等(条例第22条第6号に掲げる場合に該当する場合をいう。)を行う場合</u>	<u>一の年度において5日(子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</u>
		<u>20 12の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員が要介護者の介護その他の条例第22条第7号に規定する世話を行う場合</u>	<u>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</u>
		<u>21 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢^{しょう}血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父</u>	<u>当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のためその都度必要と認める期間</u>

改正前		改正後	
		母、子及び兄弟姉妹以外の者に、 <u>骨髄移植のため骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のため末梢^{しょう}血幹細胞を提供する場合</u>	
別表第5（第14条関係）		別表第5（第14条関係）	
事由	期間	事由	期間
<u>1 生後満2年に達しない子を育てている第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員がその子を保育するために請求した場合</u>	<u>1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲（男子の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員にあつては、1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分以内で条例第21条第2項に規定する期間を超えない範囲）内の期間</u>		
<u>2 次に掲げる職員が子の看護等（条例第22条第6号に掲げる場合に該当する場合をいう。）を行う場合。</u> <u>(1) 1週間の勤務日が3日以上とされている第1号会計年度任用職員</u> <u>(2) 週以外の期間によって勤務日が定められている</u>	<u>一の年度において5日（子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</u>		

改正前		改正後	
第1号会計年度任用職員 で1年間の勤務日が121日 以上であるもの (3) 第2号会計年度任用職 員			
3 2の(1)から(3)までのい ずれかに該当する職員が要 介護者の介護その他の条例 第22条第7号に規定する世 話を行う場合	一の年度において5日(要介護 者が2人以上の場合にあって は、10日)を超えない範囲内で その都度必要と認める期間		
4 女子の第1号会計年度任 用職員又は第2号会計年度 任用職員が生理日の勤務が 著しく困難として請求した 場合	略	1 女性の第1号会計年度任 用職員又は第2号会計年度 任用職員が生理日の勤務が 著しく困難として請求した 場合	略
5 妊娠中の女子の第1号会 計年度任用職員又は第2号 会計年度任用職員がつわり のため勤務することが困難 として請求した場合	略	2 妊娠中の女性の第1号会 計年度任用職員又は第2号 会計年度任用職員がつわり のため勤務することが困難 として請求した場合	略
6 第1号会計年度任用職員 又は第2号会計年度任用職 員が公務により負傷し、又は 疾病にかかり任命権者が公 務災害と認定した場合	略	3 第1号会計年度任用職員 又は第2号会計年度任用職 員が公務により負傷し、又は 疾病にかかり任命権者が公 務災害と認定した場合	略
7 第1号会計年度任用職員 又は第2号会計年度任用職	当該申出又は提供に伴い必要 な検査、入院等のためその都度		

改正前		改正後	
<p>員が骨髄移植のための骨髄</p> <p>若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植</p> <p>のための末梢^{しょう}血幹細胞の提</p> <p>供希望者としてその登録を</p> <p>実施する者に対して登録の</p> <p>申出を行い、又は配偶者、父</p> <p>母、子及び兄弟姉妹以外の者</p> <p>に、骨髄移植のため骨髄若し</p> <p>くは末梢^{しょう}血幹細胞移植のた</p> <p>め末梢^{しょう}血幹細胞を提供する</p> <p>場合</p>	<p>必要と認める期間</p>		
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。